

日本学術会議中部地区会議ニュース

No.149

2021.3

I. 令和2年度第2回日本学術会議中部地区会議運営協議会

(Zoom ウェビナー)

II. 令和2年度日本学術会議中部地区会議

学術講演会「コロナ禍・豪雨災害：自然災害に向き合う」

(於 岐阜大学 Zoom ウェビナー)

「コロナ禍：感染症と自然災害」

杉山 誠 (日本学術会議連携会員・岐阜大学副学長)

「コロナ禍：防災減災と被災」

小山 真紀 (岐阜大学流域圏科学研究センター准教授)

「コロナ禍：親密圏における暴力 (DV・児童虐待など)」

立石 直子 (日本学術会議連携会員・岐阜大学地域科学部准教授)

III. 日本学術会議会員・連携会員コーナー

「研究を振り返って」

安藤 香織 (日本学術会議連携会員・岐阜大学工学部教授)

IV. 日本学術会議中部地区科学者懇談会コーナー

「日本学術会議第181回総会傍聴記」

和田 肇 (日本学術会議会員・科学者懇談会愛知県幹事・名古屋大学名誉教授)

I. 令和2年度第2回日本学術会議 中部地区会議運営協議会議事録

開催日時 令和2年11月20日(金)
10:30~12:00

開催場所 ZoomによるWEB会議

出席者 【日本学術会議中部地区会議運営協議会委員】

池田 素子 (名古屋大学大学院生命
農学研究科教授)

松井 三枝 (金沢大学国際基幹教育
院教授)

野口 晃弘 (名古屋大学大学院経済
学研究科教授)

西 弘嗣 (福井県立大学恐竜学研
究所所長)

【日本学術会議中部地区会議運営協議会委員候補者】

戸田山和久 (名古屋大学大学院情報
学研究科教授)

高橋 雅英 (藤田医科大学特命教
授・統括学術プログラ
ムディレクター)

後藤 英仁 (三重大学大学院医学系
研究科教授)

小嶋 智 (岐阜大学工学部教授)

張 勁 (富山大学学術研究部理
学系教授)

【日本学術会議中部地区科学者懇談会各県幹事】

松田 正久 (同朋大学学長)

竹内 章 (富山大学名誉教授)

森 寿 (富山大学大学院医学薬
学研究部教授)

前田 達男 (金沢大学名誉教授)

福森 義宏 (金沢大学特任教授)

山本富士夫 (福井大学名誉教授)

永井 二郎 (福井大学学術研究院工
学系部門教授)

奥村 幸久 (信州大学学術研究院工
学系教授)

竹下 徹 (信州大学理学部教授)

稲生 勝 (岐阜大学地域科学部教
授)

仲澤 和馬 (岐阜大学教育学部教
授)

丹沢 哲郎 (静岡大学理事・副学

長)

鈴木 滋彦 (静岡県立農林環境専門
職大学学長)

和田 肇 (名古屋大学名誉教授)

吉岡 基 (三重大学大学院生物資
源学研究科教授)

【陪席】

石橋 和哉 (名古屋大学研究協力部
研究企画課長)

若山 裕司 (名古屋大学研究協力部
研究企画課課長補佐)

加藤 史征 (名古屋大学研究協力部
研究企画課研究総務係
長)

江藤 直行 (岐阜大学研究推進部
研究企画課長)

塩見 尚子 (岐阜大学研究推進部
研究企画課研究総括係
長)

永井 明德 (岐阜大学研究推進部
研究企画課研究総括係
主任)

松田 雅子 (金沢大学研究・社会共
創推進部研究推進課副
課長)

坂元 琢磨 (金沢大学研究・社会共
創推進部研究推進課研
究推進総務係長)

嶋田 知里 (金沢大学研究・社会共
創推進部研究推進課研
究推進総務係)

竹多 俊貴 (金沢大学研究・社会共
創推進部研究推進課研
究推進総務係)

議事

1. 中部地区会議運営協議会について

池田代表幹事から、開会の挨拶の後、出席者から所属している部や専門分野等について自己紹介があった。次いで、本日の中部地区会議運営協議会は、科学者懇談会と同時開催したいとの提案があり、これを了承した。

続けて、資料1-1~1-3に基づき、連携会員を運営協議会に追加する場合や全体の人数が9名を超える場合には、科学者委員会及び幹事

会の議を経る必要があるため、新たに委員に就任される連携会員の先生方については、今回は委員候補者としてご出席いただいている旨の説明があった後、運営協議会に委員名簿のとおり委員を追加することについて審議願いたい旨の発言があり、審議の結果、運営協議会としてこれを了承した。

委員の追加について、事務局から、日本学術会議地区会議運営要綱の規定に則り、科学者委員会に要請することとした。

2. 地区会議代表幹事の報告

池田代表幹事から、資料3-1に基づき、10月1日～3日に開催された第181回総会について報告があった。

続けて、資料3-2に基づき、第25期新規会員任命に関する要望書が発出されていることについて説明があり、本件を受け、中部地区会議として今後行うべきこと等について、大要以下のとおり意見交換を行った。

- 今回の件を受けて、日本学術会議の知名度が一般的に低いことが分かった。
- 知名度を上げるためには、一般の方も含め、大勢の方に学術講演会などに参加していただくことが重要である。
- 今回は、コロナ禍ということもあり、学術講演会がオンライン開催となったが、今後もオンライン形式を継続してはどうか。
- 次回（金沢大学開催）の学術講演会は、ハイブリッド開催（オンライン及び対面で実施）を予定している。

3. 学術講演会について

池田代表幹事から、後刻の「各県幹事との打合せ会」で、学術講演会の進め方等について審議願いたい旨説明があった。

4. 地区会議ニュースについて

池田代表幹事から、資料4-1～4-3に基づき、次号（No149）発行のための原稿執筆者について、以下のとおりご依頼差し上げたい旨提案があり、審議の結果、運営協議会としてこれを了承した。

○ 会員・連携会員コーナー：

岐阜県協議会委員の小嶋先生にご調整いただき、すでにご内諾をいただいている、岐阜県連携会員の安藤香織先生（岐阜大学工学部教授）にご執筆いただく。

○ 科学者懇談会コーナー（日本学術会議総会傍聴記）：

会員として総会に参加された、愛知県幹事の和田先生にご執筆いただく。

なお、本来であれば岐阜県幹事の先生にご依頼すべきところ、コロナ禍の影響で事務局から依頼することができなかつたため、和田先生にご執筆いただくこととなった。岐阜県幹事の先生には、もともと愛知県幹事が次に執筆予定だったNo151（令和4年3月末発行予定）の地区会議ニュースにおいて、総会傍聴記をご執筆いただくこととした。

なお、次々号（No150）で、総会傍聴記を執筆いただくため、石川県幹事の先生に、令和3年4月に開催される第182回日本学術会議総会にご出席いただきたい旨説明があった。

5. 令和3年度中部地区会議事業実施計画について

池田代表幹事から、来年度の中部地区会議事業実施計画について説明いただきたい旨発言があり、石橋名古屋大学研究企画課長から、資料5に基づき、中部地区会議の令和3年度の事業実施報告について説明があった。

6. 次回地区会議の開催について

池田代表幹事から、資料6に基づき、次回地区会議の開催について、持ち回り順により石川県にご依頼差し上げたい旨提案があり、運営協議会としてこれを了承した。なお、開催時期については、当番校で調整した結果、令和3年7月30日（金）を予定している旨案内があった。

7. 科学者懇談会各県幹事との打合せ会

松田幹事長から挨拶の後、資料8-1～8-2に基づき、新会員の加入について提案があり、審議の結果、これを了承した。

次いで、和田愛知県幹事から、資料9に基づき、日本学術会議第181回総会の傍聴報告が

あった。

また、松田幹事長から、この後の学術講演会については、別添の式次第に基づきオンラインで実施する旨説明があった。なお、司会は、永田知里岐阜大学医学系研究科教授（連携会員）が担当する旨説明があった。

また、令和3年4月に開催される日本学術会議総会には、次回開催県である石川県幹事に傍聴を依頼することとした。

松田幹事長から、資料に基づき、日本学術会議第25期会員任命拒否問題に関して、中部地区科学者懇談会から声明を発することについて提案があり、審議の結果、これを了承した。

日本学術会議第25期会員任命拒否問題に関する 声明と私たちの決意

2020年11月20日

日本学術会議中部科学者懇談会幹事会

日本学術会議（以下、「学術会議」）の会員は、日本学術会議法（以下、「法」）第17条の規定により、学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員候補者を選考し」「内閣総理大臣に推薦」し、法第7条2項により、この「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされている。この「任命」行為について、1983年の国会審議で当時の中曽根康弘首相は、学問の自由を保障するために「形式的行為」に過ぎないと答弁している。そして、今次の問題が起こるまでは、実際にもそのように運用されてきた。したがって、今回、菅義偉首相が推薦候補のうち6人の「任命」をしなかったことは、明らかに法を逸脱している。

学問自身の「多様性」や学術の時の権力からの独立こそが、学術研究の発展ひいては「人類社会の福祉に貢献」（法前文）するには重要で、これは過去の歴史の教えるところである。それ故、法第3条において、学術会議の独立性が保障されている。今般の任命拒否は、学術会議の独立性を犯すものであり、その意味でも看過できない。

問題の発生から2カ月近くになるが、菅首相はじめ政府は、任命拒否の理由を何も明らかにしていないのみならず、学術会議の機能や性格の問題に論点をずらしている。また、首相は、「多様性が大事であるが、大学や地域あるいは年齢等に偏

りがある」と言うが、学術会議は、会員間のジェンダー平等（女性の会員比率は37.7%）、地方大学所属者の割合の増加、「地方学術会議」など会議を知るための仕組みづくりをはじめ、あらゆる面で多くの努力を重ね、その成果も出してきた。

中部科学者懇談会は、「中部地区における日本学術会議会員と科学者との連絡を緊密にし、日本学術会議の趣旨達成に協力することを目的」につくられている組織であり、「日本学術会議会員との連絡及び協議」などを通して学術会議を支援する活動を行ってきた。当懇談会のこうした設立趣旨からしても、今回の事態は見過ごすことができない。私たちは、学術会議が決議した「第25期新規会員任命に関する要望書」を菅首相が真摯に受け止め、早急にこの要望書を踏まえた対応されることを強く要請する。

私たちは、中部地区において、研究者を代表するアカデミーとしての学術会議の活動が国民に支えられて発展していくことを願い、ひき続き、懇談会の活動を行っていくことを固く決意する。

以上

Ⅱ. 令和2年度 日本学術会議 中部地区会議学術講演会 「コロナ禍・豪雨災害： 自然災害に向き合う」

開催日時 令和2年11月20日(金)
13:00~16:00

開催場所 岐阜大学 Zoom ウェビナー

講師 ○杉山 誠(岐阜大学・副学長)
「コロナ禍：感染症と自然災害」
○小山 真紀(岐阜大学・流域圏科学研究センター・准教授)
「コロナ禍：防災減災と被災」
○立石 直子(岐阜大学・地域科学部・准教授)
「コロナ禍：親密圏における暴力(DV・児童虐待など)」

参加者 178名

<学術講演会要旨>

新型コロナウイルスの流行は、私たちの生活を一変させた。コロナ禍が続くなか、7月には岐阜県含め各地では深刻な豪雨災害が起き、これまでとは異なる対応が求められた。このように複雑化した自然災害とどう向き合うかは身近で喫緊のテーマである。そこで今回、一般の方を対象に、自然科学、社会科学、行動科学の観点から、コロナ禍や豪雨災害といった自然災害との向き合い方をテーマにオンライン講演会を開催した。

コロナ禍：感染症と自然災害

杉山 誠

(日本学術会議連携会員・岐阜大学副学長)

はじめに

新型コロナウイルスの起源については議論があるものの、自然界の生態系から人類に入ってきたウイルスであることは間違いない。その意味からは、コロナ禍も自然現象であり、自然災害の一つと考えることができる。一方で、このような感染症を人災と捉える風潮もみられ、社会に様々な軋轢や問題を生んでいる。このような風潮が生まれる背景、そして自然災害として捉える重要性について考えてみた。最後に、コロナ禍での自然災害といった複合災害時における病原体対策について、これまでの事例をもとに解説した。

1. 感染症は自然現象

私たちの周りには多種多様な感染症が存在し、これまで、様々な形態で流行を繰り返してきた。そのなかで、今回の新型コロナウイルス感染症のように、突然、人類の前に現れる感染症があり、新興感染症と呼んでいる。このような感染症を引き起こす病原体は、自然発生的に突然出現したわけではない。どこか自然界(その多くは野生動物、自然宿主という)で生息していた病原体が、なんらかのルートを経て人間社会に入り込んだものである。病原体が宿主を乗り換えたわけだが、実際のところ、宿主の壁を乗り越え、さらに次の宿主で感染を拡げることはごくごく稀な現象である。しかし、地球上で繰り返されている自然の営みの中で、何億回かのトライアルが毎日行われていると想像して欲しい。こうして、偶然の重なりの中、極めて低い確率ではあるが、人に感染拡大する新たな病原体が現れる。

交通網がなかった時代、新たな病原体は出現した場所を中心に流行を繰り返し、長い年月をかけて世界へと徐々に感染を拡げていった。局所的な流行を繰り返すうち、宿主と病原体は、両者にとって都合の良い状態に変化を遂げていくこととなる。やがて宿主は病原体に対して高い抵抗性に、

病原体は宿主に過剰なダメージを与えないよう低い病原性へと徐々に進化していく（共進化）。しかし、近年の急速に進むグローバル化により、地域で発生した感染症が社会に順応することなく、張り巡らされた交通網に乗って瞬く間に世界中に拡大していくこととなった。今回の新型コロナウイルス感染症が、まさにこれに相当する。このように感染症を取り巻く状況に変化はあるものの、感染症が生命の営みの中で連綿と続いてきた「宿主と病原体」の相互作用によって起こる自然現象であることに違いはない。

2. 感染症を自然現象と捉える重要性

19世紀後半、顕微鏡の開発により、ようやく人類は感染症の原因を知ることとなった。すなわち、目に見えない微生物が病気を起こすと私たちが知ったのは、今からわずか150年ほど前のことである。それ以前は、霊気のような得体の知れないものによって病気が移ると考えられてきた。実体が掴めない以上、病気を伝播する発症者に対して恐怖や差別の感情をもつのは当然である。逆に、このような感情を持たない人は、無防備に患者に接触し、罹患・死亡する等により、次第に淘汰されていったであろう。したがって、私たちの奥底にある感染者に対する恐怖心や差別感、長い歴史の中で培ってきたものとして認識しておく必要がある。

一方で、科学の進展により、今では感染症の実体である病原体を捉えることができるようになった。得たいの知れないものへの恐怖から解放され、私たちは科学的な根拠をもとに判断・行動することが可能になった。しかし、潜在的にある恐怖心が勝るとき、科学的根拠がほとんどないようなゼロリスクと呼ばれる無駄なリスクの排除に向かうことがある。この結果、感染者や関係者に対して、まるで犯罪者のように過剰に反応し、謝罪を求めたり、時には差別にまで発展、社会問題化することになる。

今回の新型コロナウイルス感染症の場合、他の自然災害と同様に、これを完全に防ぐことはできない。台風や地震と同じ自然の猛威と捉えれば、この前提にも立ちやすいのではないだろうか。ただし、これも自然災害と同様に、科学的な根拠をもとに適正に対処することにより、リスクを減らし、恐怖心を小さくすることが可能である。「正

しい知識」により「正しく恐れる」である。無駄で不幸なゼロリスクの追及に向かわないためにも、正しい知識をもって感染症を自然現象、そして負の影響を人為災害ではなく自然災害と捉えることは重要と考える。

3. 複合災害時の感染症・食中毒対策

2020年7月、熊本県を中心に九州で豪雨による大きな災害が起きた。同様に、岐阜県でも、記録的な豪雨により、山間部において孤立集落や住宅浸水の被害が相次いだ。被災された住民は、避難所において、新型コロナウイルス対策を行いつながりの厳しい避難生活を強いられることになった。集団生活を行う避難所は、感染症の対策を講じる上で、大変難しい環境にある。また、このような状況下では、更なる苦痛を被災者に与える他の感染症や食中毒の発生は、何としても避けなければならない。当然、提供される食品は十分に加熱されるなど、相応の感染症・食中毒対策もされているはずである。それでも、過去には、避難所において感染症や食中毒の発生を何度も経験している。避難所における新型コロナウイルス感染症対策とともに、災害時に起きた避難所での感染症・食中毒の過去の事例（ノロウイルス感染症、黄色ブドウ球菌・ウェルシュ菌食中毒）を紹介し、盲点とも言えるこれら疾病の発生メカニズムと対策について概説した。

コロナ禍：防災減災と被災

小山 真 紀

(岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授)

ゼロリスクを実現する現実的な対策はない

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束のためにはワクチンが有効とみられているものの、2020年現在、一部の国でワクチン接種が始まっているが、まだその有効性が確認できるまでには至っていない。また、有効性が確認されても市中の人にワクチンが行き渡るにはさらに時間が必要であり、当面、我々にできる対策は、適切なマスク着用、咳エチケット、手洗い、消毒、換気などの地道な感染拡大防止策である。また、これまでの感染拡大状況を鑑みて、人々の生活を維持しながら感染を完全に防ぐことは不可能であり、「ゼロリスクを実現する現実的な対策はない」ことを前提として考える必要がある。

災害時の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考える場合、平常時以上に困難な状況が想定される。例えば、感染拡大リスクが大きい場として、集団生活の場があげられているが、災害時の避難所は、まさに集団生活の場である。しかも、避難所になる場所は、居住用に用意された建物ではないことも多く（体育館など）、日常で人が集団生活を送っている寮などにくらべて感染拡大防止策を実現することが難しい。また、災害時には電気ガス水道が利用できなくなったり、物資の輸送が困難になるなど、上述した地道な感染拡大防止策を行う事自体が難しくなる状況も生じる。そのため、実際には、関わる人みんなで考えながら、一人一人が出来得る限りの最善と思われる対策を探索し、実施する（トライアンドエラーしながら進める）ことになる。当然、対策を行う中で、陽性確認者がでたり、場所の確保や連携などいろんな問題が生じることが予想される。多かれ少なかれ問題が起きることが避けられない中で、起きた問題の責任を厳しく追及されるならば、誰も率先して対応しようとはしなくなるだろう。そうなれば、状況は、さらに劣悪になりかねない。このと

き大事なものは、起きてしまった問題を責め立てるのではなく、検証し、次に活かすことである。

縦割りによる対応の難しさと連携の実現

通常、防災・減災を担当するのは防災系、新型コロナウイルス感染症対策を担当するのは健康保健系部局となる。コロナ禍での防災・減災について、適切な対策を企画立案するためには、防災・減災に関する知識（被災後のことも含めて）や関連する対策・制度と、新型コロナウイルス感染症対応に関する知識や関連する対策・制度の両方を、踏まえた上で考える必要がある。例えば、自宅療養者の自宅の災害危険度の確認と避難行動調整を考えたとき、健康保健部局が、自宅療養者に災害時の避難という問題が発生することに気づき、対策を促せるかということ、そういった問題があることに気づかないという事も多いのではないかと思われる。防災部局も自宅療養者の制度や状況を踏まえた上で、災害時にどのような問題が生じ、そこで起きそうな事象について防災部局として対応しなければならないこと、健康保健部局が対応することになっていることがどのようになるか。ということ整理して調整する必要があるが、制度や事情を踏まえて対策を促せるかということ難しいことも多いのではないかと思われる。これを踏まえると、意思決定段階で、どのような状況が起こりそうかを共に考え、使える制度と課題などを共有し、相互の実情に応じた対策を検討する必要がある。特に、自宅療養者が増えている状況を踏まえると、自宅療養者の避難や被災に対する実現可能な対応を整理しておくことは喫緊の課題であり、被災前に部局横断で意思決定・調整をできる仕組みを実現し、対策を進めておくことが求められる。

コロナ禍の防災減災活動

防災減災とは、被害を防ぐ、軽減することである。防災減災対策には、大きく分けてハード対策（耐震化、堤防整備、インフラ整備など）とソフト対策（避難行動、避難所対策、防災訓練、防災教育など）があるが、コロナ禍の防災減災対策で、特に大きな影響を受けるのは住民中心による自助・共助部分のソフト対策である。日本では、自治会が地域防災を支える主要な組織となっているが、自治会の活動は従来から対面が主であること、ICTの活用に不慣れであることから、コロナ禍

では、防災対策の啓発機会（知る場）、防災研修や訓練などの機会（試し・検証する場）、地域活動の機会（協働の場）が激減しており、日々の防災活動もままならない地域が生じている。感染拡大軽減策は人と人との接触を減少させる一方、防災減災活動では、人と人とのつながり、連携、協働が非常に大切であるため、少人数単位の取り組み、スマートフォンで普段使っているツール（LINEなどのコミュニケーションツールなど）を使った防災訓練の取り組みなど、継続的な活動の工夫が求められる。Zoomを使った防災訓練を取り入れている自治会もでてきており、今後、このような活動が広がることが期待される。

コロナ禍の災害対策

コロナ禍の災害対策で最も優先すべきことは、災害から命を守ることである。その上で、感染拡大防止策を行うことが重要である。新型コロナウイルス感染症を恐れるあまり、災害で命を落としてしまつては本末転倒であるため、この点を踏まえた上で対策を考える必要がある。

風水害時の適切な避難行動としては、「安全なうちの早めの避難行動」が原則である。ここでいう「安全なうち」とは、災害になるほどの雨が降ると予測されている日の前日の夕方までに避難完了できるぐらいのタイミングを指す。これより遅くなると、深夜に避難行動をとらなければならなかったり、大雨の中避難しなければならなかったり、水が迫ってから避難しなければならぬ恐れがあり、安全な避難行動が難しくなる上、避難先の選択肢が限られるため、限られた避難場所に避難者が多数集まらざるを得ない状況となる。これは、風水害から身を守る上でも、感染症から身を守る上でも望ましくない状況である。「安全なうちの早めの避難」を実現するためには、まずは、①自宅の災害危険度を知ること、次に、②自分にとって無理のない避難場所を考えること、そして、③その場所に一緒に避難する人は誰か、危険を回避できるまで滞在するのに必要なものは何か、避難準備に必要な時間はどれくらいか、移動手段は何かを考えること、さらに、④どのタイミングであれば、安全に、その場所に移動できるかを考えることが必要である。①の自宅の危険度は、公開されているハザードマップを活用することが有効であるが、水防法や土砂災害防止法で規定された

河川や地域の危険度しか示されていないため、危険度の表示がない場所でも被災危険がある。そのような、ハザードマップ上で見えない危険地域については、地域の災害史や土地の成り立ちを知る事で、ある程度危険地域の判断が可能となる。②の避難場所は、必ずしも行政が指定している指定緊急避難場所や指定避難所である必要はなく、親戚・知人宅、ホテルなどへの避難、安全な場所での車中泊（エコノミークラス症候群にならないよう、水分の摂取や身体を動かすことに注意する）、想定最大規模の水害でも住家が流されず、上階への避難が可能な建物に居住しているならば上階への避難などが考えられる。いずれにしても、自分が無理なく過ごせる場所を避難先とすることが大事である。ここで、指定緊急避難場所、指定避難所および車中泊しやすい駐車場など、人が集まりやすい場所については、多くの人が集まるのが想定されるため、事前に調整することが望ましい。

ここで、自宅療養者・濃厚接触者が被災危険地域に居住している場合について述べる。本稿執筆時点では、自宅療養者および濃厚接触者の自宅が水害や土砂災害危険地域にある場合、避難先や、避難のためのフローが明確に、当事者に示されているケースはほとんどない。ここで、自宅療養者については、厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項」に必要な体制や実施すべき事項などがまとめられているが、一般の避難所でこれを満たすことは難しいと思われる。しかも、コロナハラスメントを考えると、陽性確認者は、そうでない人が多数集まる場所には行きにくい、行っても、陽性確認者である事を伝える事がはばかれるという状況も容易に想定できる。そのため、新型コロナウイルス感染症への対策としても、災害対策としても効果的な対応を行うならば、少なくとも出水期には危険地域に居住している人には自宅療養でなく、安全な場所での宿泊療養場所を提供することが望ましい。自宅療養する場合でも、災害危険度が高まったときの安全確保のための対応・行動フローを整備し、自宅療養を行う際の案内に記載しておくことが有効である。それによって、心置きなく安全確保行動を行う事が可能となる。災害危険地域に居住する濃厚接触者に対しても、同様に、安全な場所の宿泊施設に避難できるようにしておくことが望ましい。

避難所の設えについては、内閣府による「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」や、認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークによる「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」が参考になる。被災した場合に避難生活を行う場所は、被災者にとって当面の生活の基盤となる場所であり、環境が悪いと生活再建はおろか、生命や健康の維持も難しくなる。だからこそ、感染拡大防止だけでなく、できる限り、無理のない生活環境を確保する事が求められる。

冒頭にも述べたように、ゼロリスクの対策はない。だからこそ、メリットデメリットを考へて、係わる人が納得できるような対策を考へること、感染リスクを下げながら助け合える環境作を行うこと、排除行動が起きやすくなるので、不安を減らしたり、楽しく過ごせる工夫などについて、今から準備しておくことが重要である。

コロナ禍：親密圏における暴力 (DV・児童虐待など)

立石直子

(日本学術会議連携会員・岐阜大学地域科学部准教授)

はじめに

新型コロナウイルスの問題は、私たちの生活に経験のない多大な影響をもたらしている。連日ニュースで取り上げられるように、感染者を受け入れる医療現場の逼迫、また度重なる緊急事態宣言により経済的影響は甚大である。しかしながら、コロナ禍でもたらされるダメージは、どの人にも等しいものではない。年齢、職種、性別、人種などによる差が顕著であり、とくに高齢者にとっては命の危険につながっている。非正規の労働者、また母子世帯にも経済的なダメージが大きいことが、数字のうえで明らかになっている。外出抑制のために推奨されたテレワークの拡大により、家庭内のアンペイドワークが女性に偏る傾向も見られる。さらに、ケアワーク従事者には女性が多いため、感染リスクに晒される割合も高い。つまり、新型コロナウイルスの影響は、構造的な弱者により重くのしかかり、その脆弱性を強化するといった状況をもたらしているのである¹。

なかでも、女性や子どもへのダメージについては、比較的早い段階から、全世界的に警告がなされてきた。とりわけ、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）や児童虐待など、親密圏における暴力の問題は、被害者にとって、安全、安心な生活が脅かされる最たるダメージとも言える。家族の関係が、対等で互いが尊重されるとき、学校の一斉休業やテレワークの拡大、外出自粛の政策は、「おうち」のなかで「家族の時間」として有効に機能する。ただ、DVや児童虐待の問題を抱える家庭では、被害者は逃げ場を失う。すなわち、感染拡大を軽減するための‘stay home’政策は、被害者にとって、「安全が保障され、安心できる環境で、安定した生活を送る」といった、

¹ このような視点については、内閣府における「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」での検討や提言が注目される。

私たちの生きていく基盤を脅かすのである。

国連及び日本の対応

2020年4月5日、国連事務総長のアントニオ・グテーレス氏は、「女性に対する暴力の防止と救済を、新型コロナウイルス感染症に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること」と題した声明を出した。「都市の封鎖や隔離が、新型コロナウイルスの感染抑制に不可欠だが、それは、暴力をふるうパートナーを持つ女性を困難に陥れる可能性がある」として、全ての国の政府に、新型コロナウイルス感染症対策において、女性に対する暴力の防止と救済を重要項目とするよう要請した。さらに女性や子ども、とくに女兒の状況について、同年4月6日、国連女性機関（UN Women）のプムズイレ・ムランボ＝ヌクカ事務局長も声明を出している。そこでは、自宅待機が全世界的に増えるなかで、女性や子どもに対する暴力という「陰のパンデミック（‘the shadow pandemic’）」が増加していることが指摘された。

日本においても、コロナ禍におけるDVや児童虐待の問題に対して無策であったわけではない。まず話題になったのは、特別定額給付金に関するDV被害者への配慮であった。「国民一人当たり10万円」という今回の給付金は、2020年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人を対象とするもので、受給権者は「その者の属する世帯の世帯主」となっていた。そのため、DV被害者が加害者のもとを去り、避難している場合には、被害者の分も、そして、被害者が子どもを連れて逃げていけば、その子どもの分も世帯主が受給してしまう（典型的なケースは、被害を受けている妻が、加害者であり世帯主でもある夫のもとを離れ、どこかに避難しているというケース）。この問題への対応として、自治体に「申出書」を提出することで個別に被害者が受給できるという仕組みが採られた。ただし、同居のDV被害者になすすべはなかった。なぜなら、この給付金は、「家計への支援」であるため、同居している場合には、あくまで世帯主への支給という方針だったからである。給付金の振込口座を自治体が把握する事務量を考えると、世帯主への支給には一定の合理性があるように見える。しかしながら、世帯内の人間関係は「家族だから良好」というような

良心的な解釈ではとらえきれない。今回のような国民一律給付の政策においては、世帯ではなく個人への経済支援とすべきであったと思われる。なお、厚生労働省の定義によると、世帯主とは「年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者」とされており、これまでのところ、圧倒的多数の世帯で男性が「世帯主」となっている。このようなジェンダー差を導いている現状や、単独世帯が3割を超え今後も増加する見込みであることを考えると、「世帯主」という表現や概念自体の見直し、廃止の時期が来ているように考える。

一方、実際の被害や相談件数に目をやると、国内でも深刻な数字が報告されている。最新の警察庁による犯罪情勢統計（2020年）では、DV相談件数は前年比0.5%増、児童虐待通告児童数は同8.9%増である。政府は2020年4月の段階でDV相談の増加を予想し、通常の全国共通「DV相談ナビ」という相談窓口に加え、DV相談+（プラス）を設置した。また、同年10月からは、「#8008」という全国共通の短縮ダイヤルが設置され、各都道府県の中核的な相談機関に自動転送される仕組みが加わっている。このような相談窓口の拡充から、DVについては警察庁よりも内閣府の集計する相談件数が伸びており、とくに初回の緊急事態宣言の発令時期と重なる2020年5月および6月には、前年同月比の約1.6倍となった。児童相談所の対応した児童虐待の相談件数についても全体として増加が報告されているが、注目すべきは、2020年5月、7月、8月には、前年同月比でマイナスの傾向が見られたことであろう。児童虐待の相談件数や対応件数は毎年増加しており、これは被害の顕在化、また対応資源の充実の結果としてむしろ評価されてきた。今回のように相談件数が前年同時期比で減少する傾向や増加率が鈍化したことの要因は、学校の休業措置や乳幼児健診の中止時期と重なるため、地域における「見守り機能」の低下が一因として指摘できよう。現在では、子どもの暮らす家庭におけるDVは児童虐待とも無関係ではない。児童虐待防止法においても、2003年に虐待の定義を定める第2条が改正され、「面前DV（子どもの面前でDVが行われること）」も児童虐待とされている。児童虐待の通告は警察からの割合が高く、DV相談窓口の設置事情が児童虐待の対応にも影響を与える。今後、

自治体の相談窓口や児童相談所、警察などから上がってくる数字と、コロナ禍における各種政策の関係性を丁寧に分析することが重要である。

コロナ禍から学ぶべきこと

ここで、本テーマを通じ考察できる点をまとめておきたい。

一つは、コロナ禍における経済状況の悪化や生活不安などのストレスにより、DVや児童虐待が増加している・・・このような認識についての問題である。内閣府の文書の中でも、「新型コロナウイルス感染症に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています」と書かれており²、厚生労働省関係の資料でも、同じような表現でコロナ禍における児童虐待の問題への啓発を行っている。しかし、この構図自体、自明なのだろうか。コロナ禍という非常時におけるストレスの高い状況、これはだれもが感じていることだろう。こういったストレスの高い状況の結果、DV被害では多くのケースで女性が、そして、児童虐待では子どもが被害者となる。ストレスが高まる状況があれば、構造的な弱者に被害が及ぶことは避けられない、これを当然視する社会のあり方自体への問い直しが必要ではないかと考える。

また常々から、DVや児童虐待といった親密圏における暴力被害が深刻化する要因として「社会的孤立」が指摘される。家族や友人らから物理的に離れてしまう「社会的な隔離」、そして、サポートシステムから離れるといった「機能的な隔離」も、救済や支援への「つながりにくさ」を招き、被害者を社会的に孤立させる。これらは、DVや児童虐待のリスクファクターとして平時から認識されていることである。つまり、DVも児童虐待も、コロナ禍という未曾有の事態のなかで特別な動向を示したわけではない。学校の休業措置や外出自粛といった新型コロナウイルス対策が、DVや児童虐待の被害者らの「社会的孤立」の度合いを強め、相談体制の変化は、「連携の困難」につながる可能性もある。まさに非常時の政策決定の難しさを示している。

最後に、非常時の親密圏における暴力被害の研

究の重要性についても指摘しておきたい。詳述する紙幅はないが、コロナ禍における外出自粛や学校の休業措置といった政策の下で、10代の妊娠に関わる相談も増加している。加えて、2020年度上半期(4~9月)の性暴力被害に関するワンストップ支援センターの相談件数は2万3050件で、これは前年同期比15.5%増である。外出自粛の影響で、マッチングアプリやSNSなどで知り合った相手からの被害の増加が一因だと考えられる。

今回のコロナ禍においては、医療や経済の問題だけでなく、DVや児童虐待といった家庭での暴力、さらには性被害といった、いわゆる親密圏における暴力被害の問題は看過できない。新型コロナウイルスの問題を自然災害と捉えることの是非については、さまざまな議論のあるところだが、日本は多くの自然災害を経験している。1995年の阪神淡路大震災以降、災害・復興時における女性や子どもへの暴力の問題について、ヒアリング調査をもとにした報告書も一部では出されている。このような非常時において親密圏における暴力が拡大する要因の分析や、それをもとにした政策決定のあり方について、今後も災害立国として日本が発信すべき研究上の課題は大きいと言えるだろう。

² 内閣府『共同参画』令和2年6月号。

Ⅲ. 日本学術会議会員・連携会員コーナー

研究を振り返って

安藤 香織

(日本学術会議第三部連携会員・岐阜大学工学部教授)

来春大学の定年を迎えるので、これまでの研究を振り返ってみることにしました。私が研究というものを初めて行ったのは大学4年生の卒業研究においてです。当時、私の出身校（東京大学理学部化学科）では大学の卒業研究は4年生の11月から3月までの短い期間でした。4年生の夏、大学院入試の勉強をしながら、どの分野の研究室を希望するかを考えました。自分の得意分野は細かいことを正確に調べる分析化学だと思いましたが、「ものづくり」の方がおもしろそうと思い『合成化学』を目指すことにしました。しかし、「有機合成化学」の教授のところに行くと「うちの研究室では危険な薬品を扱うので、女子学生はお断りしています。」と言われ、「無機化学」の教授のところでも「女子学生には合成はさせない。」と言われ、仕方なく入れてもらった研究室で与えられたテーマは「リンを含む反応活性種の研究」でした。実際やっていたことは「リンに嵩高い置換基を付けて、普通では存在しないような構造の化合物を合成してその性質を調べる」という研究で、世界で初めてのタイプの化合物をいくつか合成しました。いわゆる「合成化学」ではないけれど、ある意味本当に「ものづくり」であったと思います。しかし、当時は複雑な生理活性天然物の全合成やその合成に用いられる合成法の開発研究が花盛りで、そんな有機合成化学に憧れ、博士課程は薬学部に移り、博士研究員としてアメリカに留学もしました。アメリカでは、不斉合成試薬の開発とそれを用いる生理活性天然物の合成研究を行い、本来の希望をやっと叶えることができました。開発したキラルクロチルボロネート試薬（図1）は多くの合成化学者に利用されています。生理活性天然物の合成研究では、原料合成に Wittig 反応を用いました。Wittig 反応は図2の1のようなリン化合物とアルデヒドなどからアルケン（炭素

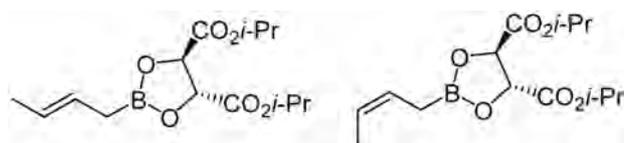


図1 キラルクロチルボロネート試薬

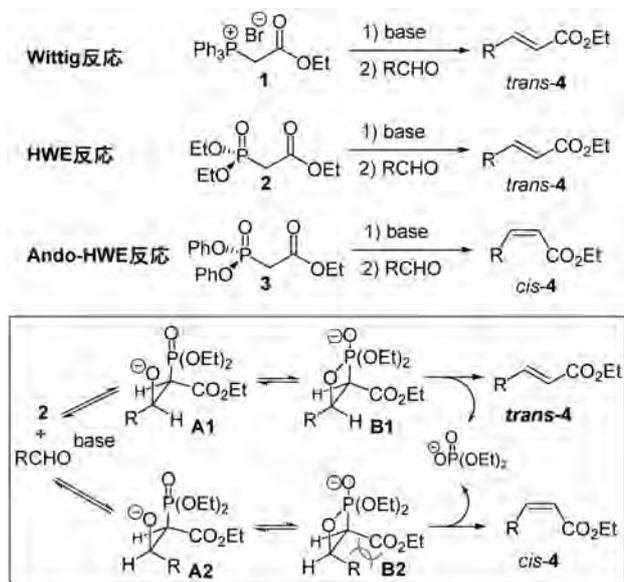


図2 アルケンの合成

—炭素二重結合を持つ化合物) を合成する反応で、Wittig はその功績により 1979 年ノーベル化学賞を受賞しています。医薬品の合成にもよく用いられ、大学の教科書にも載っている基本的な反応です。卒業研究と関連した「リン化合物」を用いる「合成化学反応」であり、いつかそんな研究をやってみたいと思うようになりました。1993 年、琉球大学教育学部に助教授として採用されましたが、実験設備もガラス器具さえほとんどない中で、それまでやっていた研究を続けることは不可能だと悟った時、「リン化合物」を使った「合成化学」をやることを決めました。Wittig 反応で試薬 1 とアルデヒドからアルケン 4 を合成する場合、トランス-4 が選択的に得られます。非常に有用な反応ですが、シス-4 が必要な場合もあります。そこでシス-4 を選択的に合成する方法の開発をすることとし、Wittig 反応の変法である Horner-Wadsworth-Emmons 反応 (HWE 反応) を用いることを考えました。HWE 反応は 2 のようなリンの試薬とアルデヒドからトランス-4 を与える反応です。当時考えられていた反応機構は下の囲みの様に、ホスホネート試薬のアニオンがアルデヒドに付加し、A1、A2 の付加体を与えます。この反応は可逆的で、これら付加体の O⁻がリン

を攻撃して4員環化合物 B1、B2 を与え、これらからリン酸エステルが脱離して4を与えます。試薬2でトランス-4が得られるのは4員環の同じ側に置換基 CO_2Et と R を持つ B2 が不安定であり、熱力学的に安定な B1 から4が生成するためです。シス-4を得るためには、初めの付加が A2 選択的で平衡を起こさずに B2 を経てシス-4を与えることが必要です。平衡を起こさないためには O^- のリンへの攻撃を起しやすくすればよいと考え、フェニルオキシ (PhO) 基などの電子求引基をリンに結合させることとし、試薬3を考案しました。実際に3を合成して反応を行うとシス-4が高い選択性で得られることがわかりました。結果を *JACS* (アメリカ化学会の総合学術雑誌) に投稿したところ、「反応機構について少しでも調べたら採択する」という返事でした。反応機構について実験的に調べることは実験設備の整っていない私の研究室では困難で、理論計算しかないと思いましたが計算をしてくれる人が見つからず、結局この論文は *JOC* (アメリカ化学会の有機化学に特化した学術誌) で出版され、多くの研究者に引用していただいています。その後、私は米国 UCLA に6か月留学して理論計算の勉強を始め、帰国後分子軌道計算を用いて HWE 反応の反応機構の研究を行いました。こちら論文として出版されています。「リン化合物」を使った「合成化学」の夢はこうして実現することができました。しかし、研究環境は相変わらずで、私の専門は有機合成化学から理論計算に代わってしまいました。有機合成への熱い思いを胸に理論計算をやりました。こういうスタンスで理論計算をやっている人も少なく、計算化学者としても何とかやれていたと思います。しかし、10年が限度でした。分子軌道計算を用いて、化学反応がどのように起こるのかを調べることは、コンピューターゲームをやっているのと似ていてとても面白かったのですが、専門家としての勉強には興味が持てず、心は有機合成化学者のままでした。専門として理論計算を続けることが次第に苦しくなり、2007年に岐阜大学工学部に移動したのを契機に、また有機合成化学を専門とすることに決めました。岐阜大学に移ってからの13年余りは恵まれた環境で学生さんたちと研究を行うことができ、研究者として幸せなはずでした。しかし、10年余りのブランクや学生さんたちとの研究に

慣れていなかったために、十分成果を上げられなかったことが悔やまれます。理論計算をやっていた10年間に有機合成化学のトレンドは大きく変わってしまい、自分のやっている研究に自信を持ってなくなっていました。恵まれない環境で「アマチュア化学者」をめざしていた時代は、人からの評価も気にせず自由に自分のやりたいことができたのだということを知りました。現在は、これまでやってきた合成研究のまとめと論文執筆をやっています。岐阜大学に移ってからやった多くの研究がまだ論文になっていません。自分の研究に自信が持てず論文を書けなかったことが原因です。

研究者人生が終わろうとしている今になって思うことは、研究者は ①夢を見ること、②自信を持つ、あるいは③人の評価を気にしないことが大事 だということです。やっと研究環境が整った時に、自信を無くしてしまった私の研究者人生はちょっと失敗だったかもしれません。

定年退職したら、また分子軌道計算を使って有機反応の反応機構を調べる研究をしたいなと思っています。もう一度、初心者として化学を楽しみたいと現在は考えています。

IV. 日本学術会議中部地区科学者 懇談会コーナー

日本学術会議第 181 回総会傍聴記

和田 肇

(日本学術会議会員・科学者懇談会愛知県幹事・名古屋大学名誉教授)

1 オンラインでの総会

第 24 期のまとめの総会は、本来は (2020 年) 4 月に開催されるはずであったが、新型コロナウイルス感染拡大中で、結局は開催されずに延期となった。それがようやく 7 月上旬 (9 日) に、会場での出席に加えてオンライン参加で開催された。日本学術会議総会は、法律で過半数の出席で成立することになっており、急遽オンラインでの出席者を算入することを決め、過半数の出席者を確保して開催された。

学術会議は Webex を用いているが、会員にはそれに慣れていない人も多いということで、事前に予行演習をしてからの開催であった。この総会の重要な議題は、総理大臣に推薦する第 25 期の会員候補者の承認であった。無事執行部提出の名簿通りに決定された。

10 月 1 日から開催される総会は、第 24 期からの継続 105 名に加えて、この総会で承認された 105 名の計 210 名の出席で開催されるはずであった。

2 マスコミが多数駆けつけた総会

日本学術会議の総会には、後ろの方に一般者席があり、その中には時折マスコミ関係の人もいるが、ほぼ会長のぶら下がり会見が目当てである。科学者懇談会からも毎回傍聴に赴き、その直後に開かれる中部地区会議の総会で報告することになっている。

ところが今回の総会は、テレビカメラが多数設置され、ただならぬ雰囲気の中で開かれることになった。2004 年に現在の選出方式 (Co-optation) になって初めて 6 名の候補者が任命されないという事態が話題になっていたからである。私自身は、数日前に添付ファイルで送られてきた名簿から 6

名分が欠けていることは知っていたが、何か事務上の手違いくらいにしか考えていなかった。ところが、翌日に知人でもある会員候補者から事情を聞かされることになり、びっくりした。常識的に考えて、そんなことが起きるとは考えられなかったからである。

3 新会長の選任

総会は通常通り、新会長の選出から始まった。第 24 期の時には、上位者の内 1 人が辞退したこともあり、結局 3 回選挙を行ったが、今回は 1 回目の選挙で過半数獲得者がいたため、1 回の選挙で終わった。翌日の総会の最初に梶田隆章新会長から 3 名の副会長の指名があったが、第一部から第三部までの会員から 1 人ずつ選ばれている。

新会長の門出は荒波への出航となった。

4 最初の議題

新会長が最初に取り組むことになったのは、6 名の任命拒否への対応であった。以下の要望書が提案通り可決された。

第 25 期新規会員任命に関する要望書

令和 2 年 10 月 2 日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

日本学術会議第 181 回総会

第 25 期新規会員任命に関して、次の 2 点を要望する。

1. 2020 年 9 月 30 日付で山極壽一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補者が任命されない理由を説明いただきたい。
2. 2020 年 8 月 31 日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに任命していただきたい。

各期の最初の総会では決定しなければならないことがたくさんあるが、それが粛々と進められた。しかし、このアクシデントが 3 日間を通じて大きな話題となっていた。第一部の会合は、マスコミ衆目の中で進められ、そして何人かは記者にインタビューをされた。私が受けただけでも、フジテレビ、毎日新聞、共同通信、しんぶん赤旗の記者からのインタビューがあった。

5 任命拒否の本質

任命拒否問題は、その後次第に政府やそれを強力に支えるマスコミによって「日本学術会議の体質問題」にすり替えられていった。例えば良いかは分からないが、街を歩いていたら不用心な家があるので、それを咎めるために泥棒に入って警告をした、といった論法である。

その後の展開でいくつかの論点が明らかになった。

第一に、1983年に推薦（総理府に登録した学協会による）⇒総理大臣による任命という方式が変わったときに、時の中曽根首相が国会で、「任命は形式的行為で」、「それによって学問の自由が保障される」と答弁しているが、今回の任命拒否はそれに反するのではないか。2004年に推薦方式が、会員や連携会員が候補者を推薦する、学協会からも情報を提供してもらう、という現在の方式に変わっているが、推薦⇒任命という法形式には変更がない。

第二に、その後の野党ヒアリング等で、内閣府は法制局と相談の上、総理の任命は義務ではなく、俯瞰的、体系的に判断して決定できると解釈を変更した（内閣府日本学術会議事務局「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員任命との関係について」平成30年11月13日）との話が出てくるが、そうだとした場合も国会答弁を国会の審議を経ずに内閣府の一文書で勝手に変更できるのか。もしそれが政府の判断で（腹づもりで）勝手にできるとしたら、「法律による行政の原理」（一般に法治主義と言われる）に反するのではないか。検事総長の定年延長問題でも似た事が起きていた。

第三に、学術会議の会員（それと協働関係にある連携会員）資格は、「優れた研究又は業績がある科学者」であるとされているが（日本学術会議法17条）、それが官房副長官や内閣府の官僚、あるいは総理に判断できるのか。もしそうでないとしたら、それは「他事考慮」となるが、法律に定められていないことをすることになる。総理は説明責任を負っているはずであるが、何故にそれを果たさないのか。政府は、国立大学にガバナンスや説明責任を執拗に求めてきたが、自らは破って良いのか。

以上は、民主主義（社会）の不可欠な要素と考えられるが、総理はそう考えていないのか。

一部マスコミや心ない学者は、この問題を政治的対立関係と描こうとしているが、冷静に、事実に基づいて合理的に議論しないと、日本の学術・研究は荒廃していく。そのつもりがなく、某国の大統領のように敵愾心を持って、国民の間に分断を持ち込む議論は、無責任の極みと思われるのだが。

6 日本学術会議の在り方

この機会に、日本学術会議が国民の注目することになった。しかし、そのことは果たして正常なのだろうか。多くの反応は、誤解や根拠のない批判だからである。日本学術会議会員は学士院会員となり終身年金がもらえる、欧米の科学アカデミーは民営で、会員の会費で成り立っている、10億円も国費が注ぎ込まれ、会員は多額の手当をもらっている、学術会議は一部政治集団に支配されている、日本学術会議は中国の千人計画に積極的に加担している、何年間も政府への答申を行っていない（政府からの諮問がないから答申がないだけ）、等々。

とは言ってもこれを機会に日本学術会議の在り方を考えてみることも、一考に値するだろう。

(ア) 科学アカデミーは、何をすべきところなのか。日本学術会議をなくしてしまえといった乱暴な議論は論外である。国際学術会議にはどこが参加するのか。他国との学術交流はどこが担うのか。こうしたことを考えたら、廃止論はナンセンスであることが理解頂けるだろう。

(イ) 科学アカデミーが、国との関係で独立性をもって存在することは、国際的な常識である。ただし、それが政府機関なのか、他の法人形式なのかは、議論の余地がある。

(ウ) こうした機関が、仮に行政機関でなく民間法人だとしても、その多くは公的資金が投入されている。日本学術会議のように100%のところもあるが、それとは別に事業運営を行っているところもある。10億円は決して高くはない。

(エ) 学術会議の会員の選考はどうあるべきなのか。議論するのは大切だが、問題提起をするためにまずは任命拒否をするというのは、民主主義国家・社会では禁じ手である。

以上の論点について参考になるとと思われる資料等をあげておきたい。

①日本学術会議国際協力常置委員会「各国アカデ

ミー等調査報告書」(2003年7月15日)、「各国アカデミーのデータリスト (2015年更新版)」

②総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」(2003年2月26日)

③学術の動向 2019年1月号に掲載されている「会長座談会 科学と社会、今後の日本学術会議の役割を考える」

7 学術会議の発信力

日本学術会議は、研究機関と言うよりも、分野融合的な政策分析・提案機関である。研究機関としては、各学会・協会があり、研究予算の配分機関としては、日本学術振興会 (JSPS)、科学技術振興機構 (JST)、日本医療研究開発機構 (AMED) などがある。

今回の総会で『未来からの問い 日本学術会議100年を構想する』という文書が配布された。学術会議の発信力を示す文書でもあり、多くの人たちに(研究者のみならず)読まれることを希望したい。

第25期 日本学術会議中部地区会議
 運営協議会委員名簿
 (令和2年10月1日～令和5年9月30日)

(令和2年11月20日現在)

関係部	氏名	勤務先
第1部	戸田山 和 久	名古屋大学
	松 井 三 枝	金沢大学
	野 口 晃 弘	名古屋大学
	久木田 直 江	静岡大学
第2部	高 橋 雅 英	藤田医科大学
	池 田 素 子	名古屋大学
	後 藤 英 仁	三重大学
第3部	小 嶋 智	岐阜大学
	張 勁	富山大学
	西 弘 嗣	福井県立大学

科学者懇談会幹事一覧

(令和2年11月20日現在)

県名	氏名	勤務先
富山県	竹 内 章	(富山大学名誉教授)
	森 寿	富山大学
石川県	前 田 達 男	(金沢大学名誉教授)
	福 森 義 宏	金沢大学
福井県	山本富士夫	(福井大学名誉教授)
	永 井 二 郎	福井大学
長野県	奥 村 幸 久	信州大学
	竹 下 徹	信州大学
岐阜県	稲 生 勝	岐阜大学
	仲 澤 和 馬	岐阜大学
静岡県	丹 沢 哲 郎	静岡大学
	鈴 木 滋 彦	静岡県立農林環境専門職大学
愛知県	松 田 正 久	同朋大学
	和 田 肇	(名古屋大学名誉教授)
三重県	樹 神 成	三重大学
	吉 岡 基	三重大学

日本学術会議中部地区会議学術講演会のお知らせ

令和3年度第1回日本学術会議中部地区会議学術講演会を
 下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

記

日時：令和3年7月30日(金) 13時～16時
 場所：金沢大学 【ハイブリッド開催】

中部地区会議に関すること } は右記へ
 科学者懇談会に関すること }

日本学術会議中部地区会議事務局

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
 名古屋大学研究協力部研究企画課内
 TEL (052) 789-2039
 FAX (052) 789-2041

※日本学術会議の活動についてはホームページ URL：http://www.scj.go.jp をご覧ください。

